

議案第73号

取手市農業ふれあい公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
について

取手市農業ふれあい公園の設置及び管理に関する条例（平成12年条例第30号）
の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年11月29日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

取手市手数料、使用料における受益者負担のあり方に関する基本方針に基づき、公平性・公益性の確保の観点から、取手市農業ふれあい公園の使用料の額を見直すため、本条例の一部を改正するものです。

取手市農業ふれあい公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

取手市農業ふれあい公園の設置及び管理に関する条例（平成12年条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「別表第1」を「別表第1（第2条関係）」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第8条関係）

取手市農業ふれあい公園使用料

- (1) 農園 1区画につき年額7,200円
- (2) 多目的室及び調理室

区分	午前	午後
	午前9時から正午まで	午後1時から午後4時まで
多目的室	1,500円	1,500円
調理室	830円	830円

備考

- (1) 市民以外(守谷市民及びつくばみらい市民を除く。)の使用者の使用料は、5割増しの額とする。
- (2) 多目的室及び調理室の使用料は、農園の使用者については徴収しない。
- (3) 納付すべき使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の取手市農業ふれあい公園の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る使用料について適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。